

議 事 録 抄 本

令 和 5 年 5 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和5年5月農業委員会議事録抄本

日 時 : 5月22日(月) 15:00~

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・16名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘		15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、豊國主査、塩見主査、多田

【欠席者】・・・5番 城谷 憲敬委員、14番 後藤 正二推進委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
10番 松岡 隆子	15番 田中 初美

【署名人】

8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 5 月定例会を開催します。

本日の欠席委員は 5 番 城谷 憲敬委員、14 番 後藤 正二推進委員です。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

8 番 牛尾 敏博	9 番 松本 廣幸
-----------	-----------

委員にお願いします。本日は、議案第 7 号から議案第 8 号に至る 2 議案、報告事項 2 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1 件

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1 件

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

4 件

報告第 2 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

3 件

(事務局担当) 令和 5 年 5 月議案説明

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

4 番：資料 1 ページ・2 ページをご覧ください。申請地は高井農園のイチゴハウスから北西約 70m に位置しています。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんが県外在住で農地の管理に困っており、隣接地にお住まいの譲受人の〇〇さんと話が纏まりました。

〇〇さんは今後小型の耕運機を購入する予定で、周辺は宅地に囲まれており地域の農業に影響があるとは考えられず、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

3 番：資料 3 ページ・4 ページをご覧ください。申請地は城谷医院より北東約 80m に位置しています。

この申請は、売買によるもので、受け人の〇〇は〇〇のコンサルを請け負っており、デイサービスの駐車場が少なく、利用者や従業員用の露天駐車場を確保するため〇〇付近でさがしていたところ、所有者と話が纏まったため転用するものです。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

3 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件、耕作面積証明書を 1 件、計 4 件を発行したことを報告します。

報告第 2 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

農事組合法人 板坂宮農組合から令和 5 年 3 月 27 日付けで、株式会社大門宮農から令和 5 年 3 月 31 日付けで、農事組合法人 神谷宮農組合から令和 5 年 3 月 31 日付けで事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (委員会許可) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡隆委員) 4 番：申請地は、高井農園のイチゴハウスから北西約 70m 位置しています。現地では、草は少し生えていましたが畑として適していることを確認しました。現地調査班では、特に問題がないと判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (委員会許可) 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (知事許可) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡隆委員) 3 番：申請地は城谷医院より北東約 80m に位置しています。

現地では、新しい土が入っていることを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇のコンサルを行っている〇〇が利用者や従業員用の駐車場として転用するものです。現地調査班では、デイサービスの駐車場として転用して問題がないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(三木委員) 写真を確認したところ、隣の建物が崩れていて隣を駐車場にして危なくないのか。

(事務局) 本日確認したところ解体のための防塵シートが張っており、解体の途中でした。駐車場に転用されるころにはもう解体が終わっていると思いますので、影響はないと思います。

(宮川委員) 地目は田なのに土が入っているというのは無断転用ではないのか。委員会の許可はまだ出ていないのに。

(事務局) これは、駐車場として前に無断転用されてしまっていたのを農地に復元して戻していただいています。農地として戻っているのを確認しています。無断で転用工事をされてはいません。

(議 長) 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (知事許可) 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (委員会許可) 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

< 15 : 23 三木委員退出 >

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第8号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

<15 : 23 三木委員入室>

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

<なし>

< 15 : 25 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・6月20日(火) 15時00分から

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	松本 廣幸